

「消費者基本計画工程表」素案に関する意見

2020年5月29日

東京都生活協同組合連合会

施策番号	ページ	意見
(全体) 工程表の表示形式 について		各施策の【今後の取組予定】には、令和2年度～6年度の5ヵ年の表示がされていますが、前年度までの表形式のように年度ごとに取組の内容が記載されていない項目がほとんどです。昨年度までの「工程表」のように各項目の現状や到達点を分かりやすく明示してください。また、取組内容を年度ごとに記載し、途中で終了するものや年度をまたいで取り組むものについては、具体的に分かりやすい表示にしてください。
(全体) KPI 及び目標について		KPI が、施策項目の業績評価指標として適切と思えないものが見受けられます。目的に合った指標となるよう見直してください。また、KPI に関する目標が書かれているものとないものが混在しています。考え方として KPI に対する目標はすべての施策項目に設定するべきです。
I (1) ①事故の未然防止のための取組 エ. 子供の不慮の事故を防止するための取組	4	施策概要に書かれているように、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体が連携し「子どもを事故から守る！プロジェクト」の展開を進めることは重要だと考えます。「プロジェクト」がどれだけ推進されたのかという点や、事故の減少などの成果がどうだったのかという点が分かるように KPI や目標を設定してください。
I (1) ②消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 エ. 製品安全に関する情報の周知	20	製品安全に関する情報の周知は、経済産業省だけでなく消費者庁としても取り組んでください。また、国民生活センターなどとも連携して、様々なウェブサイトなどで情報提供を行い、同様の被害を最小限に抑えるために、国民への注意喚起を促す取組を進めてください。
I (1) ④食品の安全性の確保 エ. 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	29	関係府省庁が連携して継続的にリスクコミュニケーションに取り組むことは大変重要です。国民に関心を持ってもらい、理解を広げるためには意見交換会等に、より幅広い方々に参加を広げていくことが必要です。KPI がアンケートによる参加者の理解度となっていますが、参加者を増やす取組についても KPI や目標に加えてください。
I (1) ④食品の安全性の確保 オ. 食品中の放射性物質に関する消費者理解の推進	30	福島県の農林水産業の事業者からの報告では、福島県産ということで安い価格でしか取引してもらえない、スーパーなどの小売店の棚からは福島県産品のスペースが取ってもらえないなどの状況が多数報告されています。実際に商品として販売する小売・卸売事業者も巻き込んだ取組が必要です。連携する主体の中に事業者団体なども含めた施策としてください。

<p>I (2) ②商品やサービスに応じた取引の適正化</p> <p>タ. 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (LPガス)</p>	<p>63 ～65</p>	<p>ガス小売自由化に伴い、その競合相手と目される LP ガスの販売についてもガス販売に準じた取引の適正化が求められます。LP ガス事業者のホームページに料金表が表示されていない、同じ事業者なのに近隣でガス料金が異なるなど不透明な取引実態が指摘されていることから、LP ガス事業者の取引実態について把握することや消費者にそれらの情報を提供することを施策や KPI に加えてください。</p>
<p>I (2) ⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用</p> <p>ア. 食品表示制度の適切な運用等</p>	<p>73 ～75</p>	<p>この間、栄養成分表示やアレルギー表示、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度、食品添加物表示制度などの見直しが行われていますが、消費者への普及啓発、理解促進、活用などを具体的にどのように進めるのか工程表に表示してください。また、分かりやすい表示制度となっているのか、定期的に検証することも施策や KPI に設定してください。</p>
<p>I (2) ⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用</p> <p>イ. 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化</p>	<p>76</p>	<p>機能性表示食品も含めて、様々な効能を標榜する健康食品が世の中に氾濫しており、消費者は表示や広告に誘発されて安易に購入している実態があります。しかし消費者がそれらの商品に関するリスクについて正しく学び、正確な情報に触れる機会はほとんどありません。健康被害の発生を防ぐためにも消費者への教育や広報の強化が必要です。消費者への教育や広報についてや理解度についての KPI を設定してください。</p>
<p>I (2) ⑥詐欺等の犯罪の未然防止、取締り</p> <p>サ. 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等</p>	<p>93</p>	<p>振り込め詐欺救済法に基づく返金制度について、制度そのものが知られていない状況です。制度そのものを広く周知する必要があり、金融庁、財務省だけでなく消費者庁も連携して広報をしていく必要があります。そのことを施策に加えるとともに、KPI にも認知度の向上を設定してください。</p>
<p>I (2) ⑧公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保</p> <p>イ. 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保 (電気)</p>	<p>97 ～99</p>	<p>電力自由化の次の段階に向けて、2020 年以後、毎年電気の経過措置料金規制の解除についての検討が進められます。解除の検討にあたっての留意点については I (2) ②タ に記載されていますが、経過措置料金規制が解除された後、解除以前に想定した競争環境の維持に問題が生じていないかなどの検証を行う工程を明記してください。また、解除がされた後の市場の監視等について具体的に設定してください。</p>
<p>I (3) ①成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進</p>	<p>108 ～ 109</p>	<p>成年年齢の引下げに関する世論調査 (平成 30 年度内閣府) では、成年年齢引下げについての認知は一定あるものの、引下げの時期についての認知度は低く、制度の周知は充分と言えない状況にあります。また未成年者の契約取消権の認知度はさらに低く、このままでは 18 歳、19 歳の消費者被害の増加が懸念されます。民法の改正内容の周知と消費者教育の徹底、関連する法律の周知についても施策に追加してください。</p>

I (4)①消費者団体 訴訟制度の推進	119 ～ 120	適格消費者団体・特定適格消費者団体は、消費者被害の防止や救済に大きな役割を果たしています。適格消費者団体・特定適格消費者団体が取り組む集団的な被害回復の制度は、公益的な活動であるにも関わらず、活動を継続するための費用は寄付などの民間の資金に頼っており、財政基盤は脆弱です。地方消費者行政強化交付金による適格消費者団体の設立に向けた支援以外に、活動を継続するための支援を国の施策として行うよう計画してください。
II (1)①食品ロスの 削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	130 ～ 133	飲食店での食品の持ち帰りや、事業者がフードバンクへの食品を提供する際などに、事故等のリスクや安全への懸念から提供に踏み切れないとの声があります。食品ロスの削減に向けて、事業者が食品ロスの削減のために様々な行動がとれるよう、リスクや懸念を最小限にするための制度やガイドラインなどを整備していくことを計画に加えてください。
II (2)②海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動 （「プラスチックスマート」キャンペーン）の推進	138	国民運動としての「プラスチック・スマートキャンペーン」については賛同しますが、目標の令和元年度内に取組延べ登録数 1000 件は目標としていかなもののでしょうか。令和 2 年度以降の目標を設定してください。また、海洋プラスチックごみの削減との関係で、河川のプラスチックごみ対策についても具体化してください。
II (2)④生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	141	近年、気候変動や海洋プラスチックごみの問題が生物多様性や私たちの暮らしに関わる問題としてクローズアップされています。この問題に対応するために、消費者や事業者が連携して温室効果ガスの発生や天然資源の消費を抑制し、可能な限り環境負荷を低減した循環型の消費社会を実現していくことが重要です。消費者が「MY 行動宣言」などに積極的に関わっていくための指標を KPI に追加してください。
II (3)①エシカル消費者の普及啓発	146	持続可能性に配慮した商品ラベルは、「水産エコラベル」だけでなく「FSC 認証」や「レインフォレスト・アライアンス認証」など様々なものがあります。これらの認証ラベルの商品を購入することはエシカル消費の行動となりますが、これらの認証ラベルの存在や意味を知らない消費者も多く、「水産エコラベル」に限らず認証ラベル全般の認知を上げることが必要です。取組と KPI、目標に追加してください。
III (3)①新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	170	災害などを含めて緊急時には、不確かな情報が大量に、また素早く SNS などを通じて拡散されます。こうした情報をいち早く察知して、正確な情報を広く国民に周知していく必要があります。また、悪質事業者による〇〇に効くなどの誇大広告の問題や、各種給付金などに関連した詐欺被害、給料ファクタリングなどの新卒者の金融被害など様々な被害が発生しています。関係省庁が連携してこういった問題に対処していくことが必要です。計画に加筆してください。

V (1)②消費者団体との連携及び支援等	187	現在、消費者団体は高齢化や人材不足、財政不足などで活動が困難になっている団体が増えてきています。また、消費者団体がすでに無いという自治体も増えていきます。地域の消費者行政を支えるためには、消費生活協力員等の育成と併せて、あらたな消費者団体の設立や、消費生活に関わる活動を行っている団体の育成などが求められます。現状を把握し、地域への総合的な支援を検討してください。
V (3)①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	195	どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を実現するためには、消費生活相談員の処遇改善や資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援が必要です。消費生活相談員が不足している地域もある中で、地方公共団体が、その取組を進められるよう支援をしてください。また、地方消費者行政強化交付金については、まだまだ活用が進んでいない状況にあります。地方公共団体の意見を聞き、より使い勝手のよい交付金の検討を進めてください。
V (3)②地域の見守りネットワークの構築	197	地方公共団体によっては、すでに高齢者や障がい者の見守りを行うネットワークがあり、消費者被害の防止にも積極的に取り組みをすすめているところもあります。消費者安全確保地域協議会を設置することは重要ですが、既存の見守りネットワークが地域の中でどのように機能しているかなどもきちんと把握をする取組を追加してください。